

平成 29 年 7 月 7 日 (金)	資料 4
平成 29 年度第 1 回自立支援協議会	

板橋区障がい福祉計画について

(平成 29 年 7 月 4 日 第 2 回地域保健福祉計画推進本部幹事会 資料抜粋)

板橋区障がい福祉計画等策定委員会名簿

平成29年6月1日現在

分野	委員数	所属等	氏名	備考
学識経験者	1	慶應義塾大学商学部教授	中島 隆 信	
保健医療関係者	1	板橋区医師会（会長）	水野 重 樹	
障がい当事者等	6	板橋区肢体不自由児者父母の会 （身体障がい）	藤井 亜紀子	
		板橋区手をつなぐ親の会 （知的障がい）	谷田 千穂	
		板橋区視覚障害者福祉協会 （身体障がい）	生方 一 恵	
		板橋区聴覚障害者協会 （身体障がい）	山本 英 利	
		板橋区発達障害児者親の会（IJの会）代表 （発達障がい）	鈴木 正 子	
		板橋区難病団体連絡会 （難病）	糸賀 久 夫	
障がい福祉関係機関	6	民生・児童委員	小島 繁 子	
		障がい者就労支援センター （就労）	内田 英 雄	
		JHC板橋会 （精神向け就労・サービス事業者）	清家政 江	
		板橋区ともに生きる福祉連絡会 （身体障がい）	永島 弘 子	
		都立志村学園 （特別支援教育・重度心身障害）	佐藤 るり子	
		東京YWCAキッズガーデン （障がい児支援）	土岐 祥 子	
区民代表者	1	公募委員	家平 悟	
	15			

※委員＝各団体等の推薦による委員

障がい福祉計画等策定の趣旨

1 策定の趣旨

障害者総合支援法に基づいて、「第5期障がい福祉計画」を策定する。また、児童福祉法の改正により、区市町村において「障がい児福祉計画」を策定するものと定められたことから、当区においても「障がい児福祉計画」を新たに策定する。

2 計画の位置づけ

従来から障がい福祉を対象とする法定計画は、主に「障がい者計画」と「障がい福祉計画」の二つである。「障がい者計画」は、障害者基本法に基づき、障がい者のための施策に関する基本的な計画であり、当区の「障がい者計画」は、板橋区地域保健福祉計画「地域でつながるいたばし保健福祉プラン2025」（以下「地域保健福祉計画」）に包含される。「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する計画であり、「障がい者計画」の実実施計画にあたる。今回新たに策定する「障がい児福祉計画」は児童福祉法による法定計画であり、同法の規定により、「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」（以下、「障がい福祉計画等」）は**一体のものとして作成することができる**。また、障害者総合支援法により、「障がい福祉計画等」と「障がい者計画」は、調和をとる必要がある。

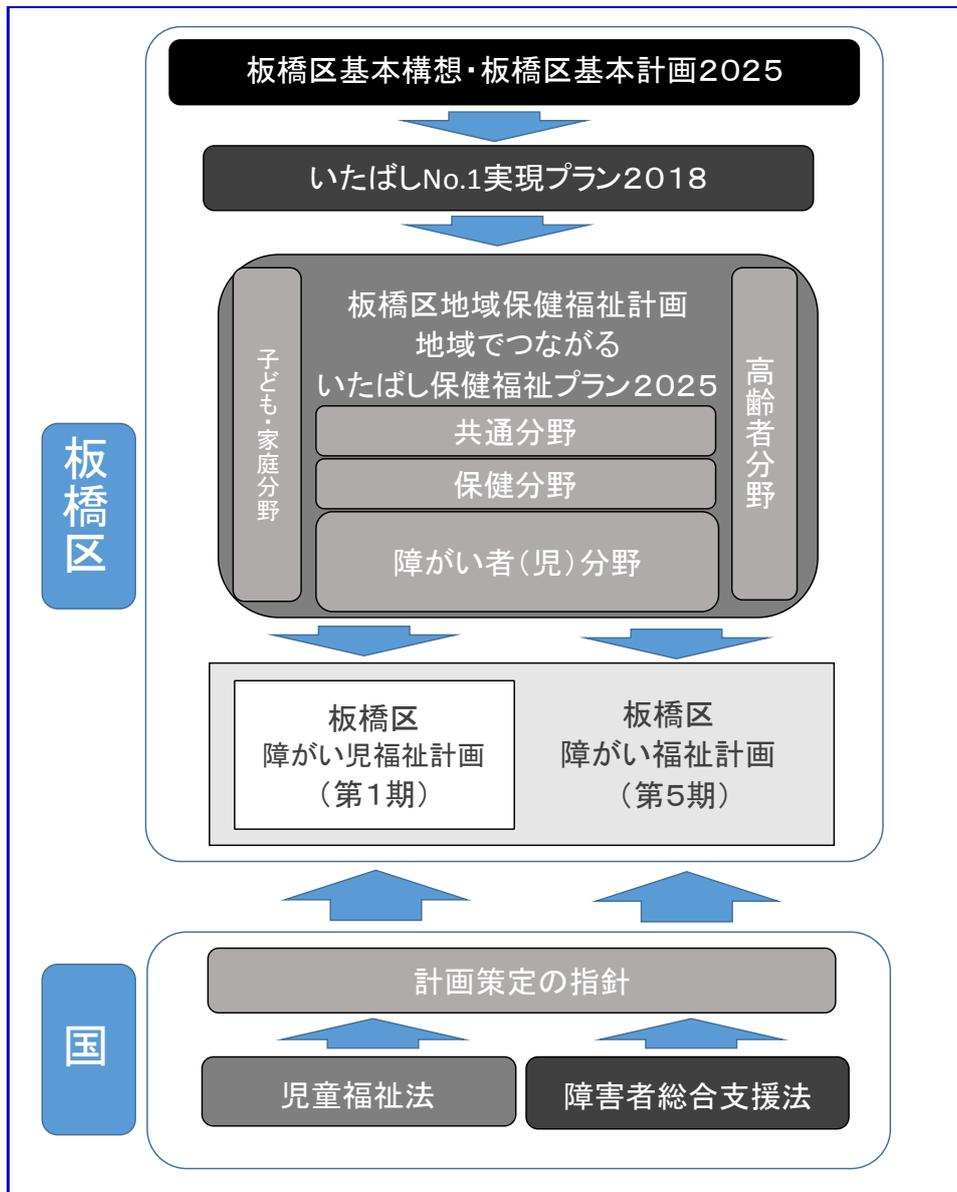
表：板橋区の障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の要点比較

	板橋区地域保健福祉計画 地域でつながる いたばし保健福祉プラン 2025 (障がい者計画)	板橋区障がい福祉計画 (第5期)	板橋区障がい児福祉計画 (第1期)
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
位置づけ	障がい者のための施策に関する基本的な計画	障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画	障がい児通所支援等の提供体制の確保に関する計画
計画期間	平成28年度～平成37年度	平成30年度～平成32年度	
計画の内容	【障がい者(児)分野】 の重点施策 ・早期発見、障がい児支援体制の整備 ・発達障がいへの取り組み ・一般就労への支援 ・障がい者差別解消への支援 【保健分野】 略 【子ども・家庭分野】 略 【高齢者分野】 略 【共通基盤分野】 略	☆平成32年度までの数値目標を設定 ○訪問系サービス ○日中活動系サービス ○居住系サービス ○相談支援 ○地域生活支援事業 ☆サービス提供体制の確保のための関係機関との連携	☆平成32年度までの数値目標を設定 ○障がい児通所支援 ○障がい児相談支援 ☆サービス提供体制の確保のための関係機関との連携

3 区の他計画との関係

障がい福祉計画等を策定するための国の指針では、『障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る』ことと定められ、また、『今後、障害者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて』地域の体制づくりを行う機能が求められている。また、『学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的支援に立った継続的な支援を行う必要がある。』とされている。

健常者と全く同様に、障がい者にもライフステージがあり、それぞれのライフステージと関わりの深い地域保健福祉計画と、障がい福祉計画等は、密接なかかわりを有する。



また、板橋区ユニバーサルデザイン推進計画2025や、板橋区スポーツ推進ビジョン2025のような個別計画とも、調和を図る。

障がい福祉計画等の策定スケジュールと策定体制

1 策定スケジュール

策定スケジュールは、資料 4-3-1 のとおり。

2 区内部組織

上位計画である地域保健福祉計画の策定体制を基本とする。

- (1) 板橋区地域保健福祉計画推進本部
- (2) 板橋区地域保健福祉計画推進本部幹事会
- (3) 板橋区地域保健福祉計画障がい福祉部会

※障がい者福祉部会内で、障がい児分科会、精神障がい包括ケア分科会を設ける。

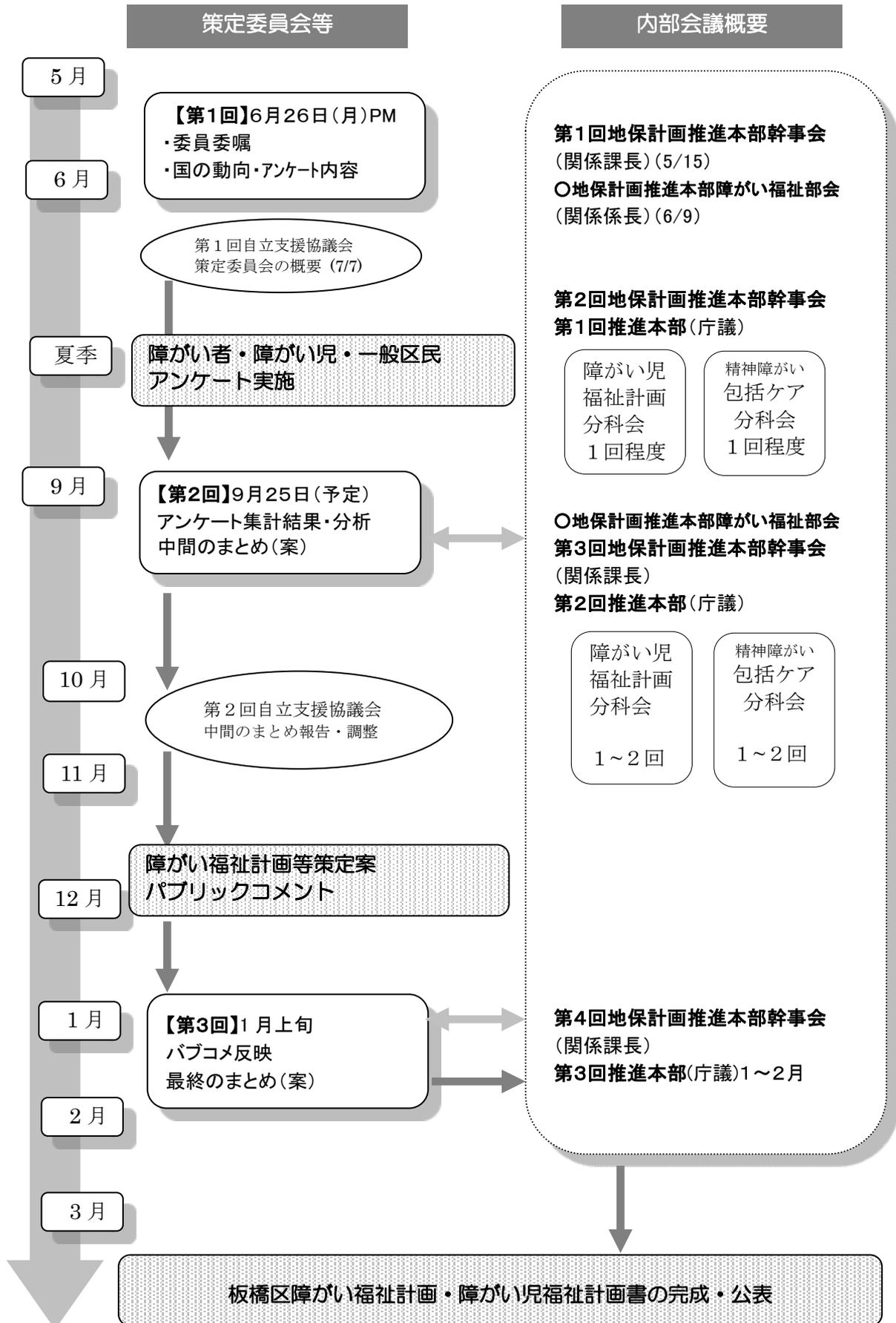
3 策定委員会

障がい福祉計画等策定委員会名簿は、資料 1 のとおり。

4 当事者等の意見の反映

- (1) 障がい者、区民へのアンケート実施（約 6000 件）
- (2) 自立支援協議会に策定状況を報告する
- (3) パブリックコメントの募集

障がい福祉計画(第5期)・障がい児福祉計画(第1期)スケジュール



第 4 期障がい福祉計画の振り返り

障がい者数の推移と傾向

(1) 障がい者等の全体的傾向

平成 29 年 4 月 1 日現在、板橋区における障がい者数は、31,387 人です。障がい者数は全般的に増加傾向にあります。主に増えているのは知的障がい者や精神障がい者、指定範囲が拡大している難病であり、身体障がい者数は、同時期の要介護者数と比較しても、微増にとどまっています。

■人口及び障がい者数の推移

年度	25	26	27	28	29	伸び率
板橋区人口	537,668	540,549	546,414	553,257	558,809	104%
身体障がい者	17,550	17,491	17,729	17,608	17,867	102%
知的障がい者	3,381	3,480	3,623	3,730	3,856	114%
精神障がい者	3,214	3,501	3,793	4,093	4,411	137%
難病	4,615	4,740	4,601	5,008	5,253	114%
障がい者数	28,760	29,212	29,746	30,439	31,387	109%

※ここでの難病は、難病医療費等助成制度認定者数

知的障がい者は、特に軽度（4 度）が増加しています。知的障がいでは、急に障がい者数が増えることは想定しづらく、発達障害者支援法等で、社会的な認識・受容が広まり、潜在していた障がい者が手帳を取得していると想定されます。

■知的障がい者数、

年度	25	26	27	28	29	伸び率
知的障がい	3,381	3,480	3,623	3,730	3,856	114%
1 度	138	139	146	147	153	111%
2 度	836	846	850	863	887	106%
3 度	901	917	941	946	961	107%
4 度	1,506	1,578	1,686	1,774	1,855	123%

精神障がい者も、知的障がい者と同様に軽度（3 級）が増加しています。現代日本で精神疾患は非常に多くの人に見られ、5 年ごとに実施する生活のしづらさ調査（平成 23 年実施）によれば、医療機関を利用する精神障がい者が全国で 392 万人と推計される一方、精神手帳取得者は 56 万 8 千人にすぎないため、手帳を申請していない患者が数多くいると見込まれ、当区においても、手帳取得者は今後も増加すると見込まれます。

■精神障がい者数の推移

年度	25	26	27	28	29	伸び率
精神障がい	3,214	3,501	3,793	4,093	4,411	137%
1級	199	211	205	213	235	118%
2級	1,637	1,701	1,774	1,878	2,050	125%
3級	1,378	1,589	1,814	2,002	2,126	154%

(2) 障がい児の傾向

板橋区では、18歳未満の人口は増加傾向にあり、障がい児数も増加傾向にあります。ただし、身体障がい児は微減傾向を示す一方、知的障がい児が増加しています。

■障がい児の推移

年度	25	26	27	28	29	伸び率
18歳未満人口	71,697	72,186	72,711	73,643	74,075	103%
身体障がい児	434	430	425	428	418	96%
知的障がい児	751	779	812	818	832	111%
障がい児小計	1,185	1,209	1,237	1,246	1,250	105%

身体障がい児の傾向を見ると、推移にばらつきはあるものの、重度（1級、2級）障がい児の多いことが確認できます。

■身体障がい児の推移

年度	25	26	27	28	29	伸び率
身体障がい児	434	430	425	428	418	96%
1級	191	188	187	189	188	98%
2級	112	111	98	99	92	82%
3級	56	61	62	59	62	111%
4級	28	24	30	36	29	104%
5級	12	13	13	14	20	167%
6級	35	33	35	31	27	77%

知的障がい児では、大人と同様に、特に軽度（4度）が増加しています。

■知的障がい児の推移

年度	25	26	27	28	29	伸び率
知的障がい児	751	779	812	818	832	111%
1度	13	12	13	11	13	100%
2度	175	174	164	163	162	93%
3度	181	188	192	194	193	107%
4度	382	405	443	450	464	121%

なお、手帳を所持しない発達障がい者は統計資料に乏しく、相談件数等で増加傾向は伺えますが、統計的に把握することが困難になっています。

近年の障がい者を取り巻く制度改正の動き（国）

近年、障がい福祉に関する法制度の改正が、国により多くなされています。

制度の動向	時期	概要
障害者基本法の改正	平成 23 年 8 月施行	「障害者基本法の一部を改正する法律」が、平成 23 年 7 月に成立し、平成 23 年 8 月より施行され、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される、共生社会の実現をめざすという考えを取り入れ、目的規定や障害者の定義などが見直された。
障害者虐待防止法の成立	平成 24 年 10 月施行	虐待を受けた障がいのある人に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障がい者虐待の防止等に関する施策を促進するため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が、平成 23 年 6 月に成立し、平成 24 年 10 月から施行され、国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務を課すことなどが定められた。
障害者総合支援法の成立	平成 25 年 4 月施行	障害者基本法の改正や本部等における検討を踏まえて、地域社会での共生の実現に向けて新たな障がい保健福祉施策を講じるため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が平成 24 年 6 月に成立し、平成 25 年 4 月より施行（一部、平成 26 年 4 月施行）された。 平成 25 年 4 月からは、障がい者（児）の定義に難病等が追加され、障がい福祉サービス等の対象となった。 また、平成 26 年 4 月からは、障害程度区分から障害支援区分への見直しとともに、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームとグループホームの一元化などが実施された。
障害者優先調達推進法の制定	平成 25 年 4 月施行	障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立の促進に資することを目的とした「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）が平成 24 年 6 月に成立し、平成 25 年 4 月から施行された。
障害者基本計画の策定	平成 25 年 9 月決定	平成 24 年 12 月に内閣総理大臣あてに提出された「新『障害者基本計画』に関する障害者政策委員会の意見」を受け、平成 25 年度から平成 29 年度までの概ね 5 年間の対象とする、政府が講ずる障がい者のための施策の最も基本的な計画として位置付けられる、障害者基本計画（第 3 次）が策定された。
障害者権利条約の批准	平成 26 年 1 月批准	平成 26 年 1 月 20 日、日本は障害者権利条約を批准した。障害者権利条約は、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定している、障がい者に関する初めての国際条約である。その内容は、市民的・政治的権利や、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における障がい者の権利実現のための取組を締約国に対して求めている。

制度の動向	時期	概要
難病の患者に対する医療等に関する法律の成立	平成 27 年 1 月施行	平成 26 年 5 月 23 日、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立した。同法では、難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずることとなった。施行は平成 27 年 1 月 1 日。
障害者雇用促進法の改正	平成 28 年 4 月施行	平成 25 年 4 月に、雇用の分野における障がい者に対する差別を禁止するための措置及び精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加えること等を内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改定する法律案」が国会に提出され、同年 6 月に成立した。施行は平成 28 年 4 月 1 日（ただし、法定雇用率の算定基礎の見直しについては、平成 30 年 4 月 1 日）。
障害者差別解消法の成立	平成 28 年 4 月施行	国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、不当な差別的取り扱いを禁止し、障がい者への合理的配慮提供に対策を取り込む事を法定義務とした。施行は一部の附則を除き平成 28 年 4 月 1 日。
成年後見制度の利用促進法の制定	平成 28 年 5 月施行	平成 28 年 4 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」が公布され、同年 5 月に施行された。成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、成年後見制度の利用の促進について、基本理念や国及び地方公共団体の責務等が示された。
発達障害者支援法の一部を改正する法律	平成 28 年 8 月施行	障害者をめぐる国内外の動向、発達障害者支援法の施行の状況等に鑑み、発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、発達障害者支援法の改正が平成 28 年 6 月に成立した。施行は平成 28 年 8 月 1 日。
介護保険法等の一部改正	平成 30 年 4 月施行	高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保するため、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成 29 年 6 月に制定された。この中で、高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付けることが示された。施行は平成 30 年 4 月 1 日。
障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正	平成 30 年 4 月施行	障がい者の「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が平成 28 年 5 月に制定された。施行は平成 30 年 4 月 1 日。
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正	審議中	都道府県が入院措置を講じた者に対する退院後の援助を強化するとともに、精神障がい者の支援を行う地域関係者の連携強化を図るほか、医療保護入院に必要な手続、精神保健指定医の指定制度等について見直しを行うとする、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」が平成 29 年 2 月に提出された。

板橋区障がい福祉計画 サービス見込量の達成状況

障がい福祉サービス

		単位	26年度			27年度			28年度		
			見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率
訪問系サービス	居宅介護	時間分	11,708	12,419	106.1%	13,521	11,843	87.6%	14,153	13,201	93.3%
		人/月	656	776	118.3%	814	784	96.3%	852	855	100.4%
	重度訪問介護	時間分	13,667	15,070	110.3%	15,608	15,958	102.2%	15,931	16,455	103.3%
		人/月	38	52	136.8%	56	54	96.4%	62	54	87.1%
	同行援護	時間分	3,651	3,882	106.3%	3,937	3,953	100.4%	3,980	4,186	105.2%
		人/月	200	140	70.0%	148	145	98.0%	152	152	100.0%
行動援護	時間分	155	113	72.9%	155	0	0.0%	155	7	4.5%	
	人/月	1	1	100.0%	1	0	0.0%	1	1	100.0%	
重度障害者等包括支援	時間分	0	0	—	—	0	—	—	0	—	
	人/月	0	0	—	—	0	—	—	0	—	
日中活動系サービス	生活介護	人日分	15,926	16,575	104.1%	17,879	16,584	92.8%	18,355	16,633	90.6%
		人/月	787	860	109.3%	903	858	95.0%	927	860	92.8%
	自立訓練(機能訓練)	人日分	73	110	150.7%	120	122	101.7%	125	59	47.2%
		人/月	8	7	87.5%	6	7	116.7%	7	4	57.1%
	自立訓練(生活訓練)	人日分	999	1,167	116.8%	1,241	1,137	91.6%	1,279	1,456	113.8%
		人/月	36	51	141.7%	53	46	86.8%	57	54	94.7%
	就労移行支援	人日分	1,472	1,768	120.1%	1,873	2,000	106.8%	1,895	2,280	120.3%
		人/月	110	105	95.5%	113	122	108.0%	115	148	128.7%
	就労継続支援(A型)	人日分	747	675	90.4%	743	809	108.9%	762	1,014	133.1%
		人/月	41	38	92.7%	44	45	102.3%	45	56	124.4%
	就労継続支援(B型)	人日分	10,937	11,563	105.7%	12,610	11,618	92.1%	12,887	11,949	92.7%
		人/月	696	706	101.4%	730	707	96.8%	746	735	98.5%
	療養介護	人/月	53	51	96.2%	51	51	100.0%	51	56	109.8%
	短期入所	人日分	652	747	114.6%	815	853	104.7%	864	1,053	121.9%
人/月		76	94	123.7%	97	99	102.1%	104	111	106.7%	
共同生活援助(グループホーム)	人/月	58	247	425.9%	260	264	101.5%	277	305	110.1%	
共同生活介護(ケアホーム)	人/月	142	0	0.0%	—	—	—	—	—	—	
施設入所支援	人/月	421	428	101.7%	420	400	95.2%	415	398	95.9%	
地域移行支援	人/月	—	1	—	3	1	33.3%	5	3	60.0%	
計画相談支援	人/月	—	110	—	260	185	71.2%	330	286	86.7%	

児童

		単位	26年度			27年度			28年度		
			見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率
児童発達支援	人/月	—	106	—	173	146	84.4%	200	213	106.5%	
医療型児童発達支援	人/月	—	2	—	5	5	100.0%	5	11	220.0%	
放課後等デイサービス	人/月	—	282	—	387	355	91.7%	425	417	98.1%	
障害児相談支援	人/月	—	8	—	55	20	36.4%	70	58	82.9%	

(地域生活支援事業等)

< 必須事業 >

サービス名	平成 27 年度実績	平成 28 年度計画	平成 28 年度実績	平成 29 年度計画	
理解促進研修・啓発事業					
福祉体験学習・区民交流会・研修会	5,086 人	3,900 人	5,422 人	3,950 人	
成年後見制度利用支援事業					
利用支援・費用助成	実施	実施	実施	実施	
意思疎通支援事業					
手話相談員設置事業	6 人	6 人	6 人	6 人	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	3,046 人	2,900 人	3,375 人	3,000 人	
公文書点字化サービス	実施	実施	実施	実施	
日常生活用具給付等事業					
介護・訓練支援用具	20 件	45 件	32 件	50 件	
自立生活支援用具	118 件	135 件	100 件	140 件	
在宅療養等支援用具	63 件	70 件	69 件	75 件	
情報・意思疎通支援用具	130 件	130 件	134 件	135 件	
排泄管理支援用具	9,595 件	7,800 件	8,394 件	7,900 件	
居宅生活動作補助用具	12 件	30 件	14 件	30 件	
手話奉仕員養成研修事業					
手話講習会	165 人	200 人	178 人	200 人	
移動等支援事業					
実施箇所	272 箇所	270 箇所	285 箇所	280 箇所	
年間利用見込者数	9,429 人	10,500 人	9,847 人	11,000 人	
年間延利用時間数	99,413 時間	110,000 時間	102,846 時間	115,000 時間	
地域活動支援センター機能強化事業					
I 型	実施箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	実利用者数	280 人	300 人	283 人	300 人
II 型	実施箇所	5 箇所	5 箇所	4 箇所	5 箇所
	実利用者数	148 人	180 人	136 人	180 人
III 型	実施箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
	実利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人

< 任意事業 >

サービス名	平成 27 年度実績	平成 28 年度計画	平成 28 年度実績	平成 29 年度計画
日常生活支援				
日中一時支援	1,502 日	1,900 日	2,567 日	1,900 日
訪問入浴サービス	1,318 回	1,700 回	1,403 回	1,800 回
社会参加促進事業				
スポーツ・レクリエーション教室開催等	実施	実施	実施	実施
文化芸術活動振興	実施	実施	実施	実施
自動車運転免許取得費の助成	実施	実施	実施	実施
自動車改造費の助成	実施	実施	実施	実施
権利擁護支援				
障がい者虐待防止対策支援	実施	実施	実施	実施
就業・就労支援				
更生訓練費支給	実施	実施	実施	実施
知的障がい者職親委託	実施	実施	実施	実施

第4期障がい福祉計画に係る実施状況（数値目標関係）【平成28年度実績】

1 施設入所者数

項目	実績	説明
施設入所者数からの地域移行者数	58 人	第4期の目標は52名
施設入所者数	397 人	第4期の目標は410名(以下)

28年度末計画達成状況の評価、課題等

地域移行者数も施設入所者数も、既に目標値に到達している。

2 一般就労への移行

項目	実績	説明
福祉施設からの一般就労移行者数 (単年度)	52 人	第4期の目標は36名
就労移行率3割以上の就労移行支 援事業所の割合(単年度)	25%	2 施設 / 8 全施設 目標は50%以上

28年度末計画達成状況の評価、課題等

一般就労者数は52名であり、第4期目標の36名を達成している。一方、就労移行率が3割未満の就労移行事業所について、適宜調査し、その要因を分析する必要がある。

3 地域生活支援拠点等の整備

28年度末における今後の計画、課題等

29年度も継続して、自立支援協議会で検討を進めている。

障がい福祉計画等の論点整理

障がい福祉計画等について、国から策定上の論点が示されており、当区の現状について取りまとめると、以下のとおり。

1 障がい児福祉計画の策定（新規）

- (1) ライフステージに応じた切れ目の無い支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図る。
- (2) 大別して、重度心身障がい児と、軽度の発達・知的障がい児への対応が求められる。

当区の現状

- ア 障がい福祉計画では新規案件であるが、従来より障がい者計画で取り扱っており、次世代育成推進行動計画等も踏まえつつ検討をすすめる。
- イ 関係各課で個別に事業を実施しているので、ライフステージに応じた施策を、障がい児の家庭にも理解できるように見える化する。

2 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築（新規）

- (1) 精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。

当区の現状

- ア これまで当区で具体的な取組がないため、新たに設置しなければならない。
国で想定される構成員は、精神科病院医師、自治体職員、相談支援事業所、福祉サービス事業者、ピアサポーター等

3 「地域共生社会」の実現に向けた取組み（新規）

- (1) 高齢者、障がい者、児童等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすくなる仕組みを作っていく方向性を盛り込む。
- (2) 住民団体等によるインフォーマル活動への支援等、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む。

当区の現状

- ア 障がい福祉計画だけでなく、介護保険事業計画等でも国より示されている内容であり、包含的に検討する。

4 就労定着に向けた支援（対応中）

- (1) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス（就労定着支援）が創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加する。

当区の現状

- ア ハートワークを中核として移行支援事業者ネットワークを形成し、既に就労定着に取り組む体制を整えている。

5 発達障がい者支援の一層の充実（障がい児支援と合わせて対応）

- (1) 市町村は、可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をすることを求められている。
- (2) 総務省による文科省・厚労省への行政評価・勧告では、発達障がい者支援で取り組むべき事項として、乳幼児健診での早期発見、在学中の行動観察、関係者の情報共有、情報引継ぎを強化すべきとされている。

当区の現状

- ア 障がい児支援と重なり、乳幼児健診、学校関係部署と連携しつつ、早期発見・情報共有・情報引継ぎをキーワードに、発達ネットの連携を深める方向で検討する。
- イ 成人期の発達障がいについては、専門相談や個別支援、居場所支援等を担う発達障がい支援センターの開設を検討準備している。

6 地域における生活の維持及び継続の推進（対応中）

- (1) 区市町村は地域生活支援拠点等の整備を一層促進し、基幹相談支援センターを設置することが求められている。

当区の現状

- ア 地域生活支援拠点の整備については、自立支援協議会で検討を重ねており、基幹相談支援センターについては、すでに設置運営を開始している。

7 障がい者虐待の防止、擁護者に対する支援（対応中）

- (1) 区市町村は、相談支援専門員やサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等に対し、虐待防止に努め、早期発見と通報を行うよう求めることとされている。
- (2) 区市町村は、相談支援事業者に対し、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び市町村との連携について、周知を図ることとされている。
- (3) 区市町村は、虐待を受けた障がい者等の保護及び自立の支援を図るため、一時保

護のために必要な居室の確保のために、地域生活支援拠点を活用することとされている。

当区の現状

ア 虐待防止、早期発見については、すでに自立支援協議会相談支援部会等で周知を図っており、地域生活支援拠点設置の際には、居室の確保を検討する。

8 障がい者を理由とする差別の解消の推進（対応中）

(1) 障害者差別解消法の対象となる障がい者は、手帳所持者に限られないことを周知すること。

(2) 市町村は、障がい者を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るための啓発活動などを行う必要がある。

当区の現状

ア 障がい者差別が手帳所持者に限られないことは、差別解消の周知の一環として取り組んでおり、また、区職員向けに、障がい者を理由とする差別の解消に向けて啓発研修等を実施している。

9 難病患者への一層の周知（対応中）

(1) 難病患者への必要な情報を提供し、必要とする人に障害福祉サービス等の活用がなされるよう啓発すること。

当区の現状

ア 難病患者に必要な情報を提供することで、障がい福祉サービス等の利用者は少しずつだが増加傾向にある。

10 意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方（対応中）

(1) 区市町村等が成年後見制度の利用促進に関する施策を講じることにあたっては、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」との整合性が保たれるようにすることが望ましいこと。

当区の現状

ア 成年後見制度は、当区では、権利擁護いたばしサポートセンターが中心になり対応している。今後、成年後見制度の利用促進施策と整合性を保ちつつ、知的障がい者や精神障がい者の状況に応じ、利用を促進していく。